

愛知県教育委員会教育長 様

2020年1月14日

「生徒の、進路に関して、不適切事例の調査等を行い、問題解決にあたること」を求める請願

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

住所 [REDACTED]

請願の経過、趣旨、理由

- 1 1988（昭和63）年、県から選考時における提出書類等の適正化についての、文書が出ている（資料1）。情報公開で、市、県の教委、現在、高校への調査で、就職における面接で、不適切事例が、継続していることを公表。
- 2 1990年、県内私立高・専修学校の入学願書「差別のおそれ」と指導への報道（資料2）。
- 3 1994（平成6）年、入学願書に関して、請願者の質問に対しての回答書ができる。（資料3）。
- 4 2019年12月13日付、行政文書開示で、本件に関する請求「別紙」（資料4）内容で行う。
- 5 名古屋市教育委員会への「情報公開」で、中学校について、調査等がなされていないことが明らかになる（資料5）。後日、請求の⑥進学に関しては、取得していない（調査がなされていないと解釈）と聞く。
情報公開における、愛知県教育委員会においても中学校について、取得していない（調査がなされていないと解釈）ということであった（資料6）。
- 6 2018（平成30）年、県は、個人情報の適正な取り扱いについて（資料7の1）、取得について（資料7の2）、を出している。この内容は、就職以外についても関係していること・同じ対応が求められることは明らかである。
- 請願の内容に関して、調査等がなされていないことは、問題点の、実態把握は当然である。早急に対応がなさられるべき点の、問題解決について何ら対応がされないことと指摘されることにもなる。
- 7 大学内の問題点、アカハラ（資料8）ハラスメント（資料9）、大学からの就職時における「求人虚偽」（資料10）面接での違法な質問（資料11）、等の報道がなされ、高校から、進学、その後の進路先、学校での問題についても、放置できない実態であることが明らかになっている。
- 8 会社等への就職と同じように、学校への進学に関しての調査がなされ、問題がある場合は解決されるべきであることは明らかである。
- 9 請願内容は、人権問題であり、現時点での問題点の把握・解決のための、調査がなされることを求めるものである。



○ 請願事項

- 1 小学校から、私立中学校への受験に関して、学校案内、願書、調査書、及び、面接等における、不適切事例がなったのかどうかの、調査をすること。
- 2 中学校からの、就職等に関して、面接等における不適切事例がなかったかどうかの調査をすること。
- 3 中学校から、私立高校等への受験に関して、学校案内、願書、調査書、及び面接等における、不適切事例がなかったのかどうかの、調査をすること。
- 4 高校から、私立大学等への受験に関して、学校案内、願書、調査書、及び、面接等における不適切事例がなかったのかどうかの調査を行うこと。
- 5 県内の大学とともに、県内の大学生の、就職等について、会社案内、面接等における、不適切事例がなかったかどうかの調査を行うこと。
- 6 繼続的に調査が取り組まれ、不適切事例は速やかに公表すること。

○ 添付資料 資料 1 昭和 63 年、愛知県総務課 入学（園）者の選考時における提出書類等の適正化について（通知）

- 2 1990 年 5 月 14 日中日スポーツ新聞・1990 年 5 月 15 日朝日新聞
- 3 平成 6 年 愛知県総務部私学振興室長 愛知県内の私立高校の入学願書について（回答）
- 4 別紙（2019 年 12 月 13 日）行政文書開示請求における内容
作成宮崎邦彦
- 5 令和元年 名古屋市教育委員会 行政文書公開決定等期間延長通知書
- 6 令和元年 愛知県教育委員会 行政文書不開示決定通知書
- 7 の 1 平成 30 年 愛知県県民文化部 個人情報の適正な取り扱いについて（通知）
- 7 の 2 同 同 個人情報の定期的な取得について（通知）
- 8 2020 年 1 月 10 日朝日新聞 上智大 3 教員アカハラ
- 9 2020 年 1 月 12 日配信 読売新聞 断る女子学生に「タクシーに乗つてこい」講師、深夜の懇親会に呼び出す
- 10 2017 年 2 月 2 日 朝日新聞 「求人に虚偽」名古屋市の教育関連会社の面接で
- 11 2016 年 2 月 12 日 朝日新聞 面接で違法な質問ダメ 学生の人権守れ 大阪で大学・行政連携

○ 口頭意見陳述希望



資料

6・3 私標第430号

昭和63年12月10日

各私立学校長様

愛知県総務部長

○ 入学(園)者の選考時における提出書類等の適正化について(通知)

入学(園)者の選考時における公正の確保については、日ごろから格段の御努力をいただいていることと存じます。

さて、このことにつきましては、従来から関係の私学団体等を通じ、適正化に努めるよう要請してきたところです。

しかしながら、いまだ一部の私立学校においては、入学(園)者の選考時において、戸籍謄(抄)本の提出を求めたり、入学(園)願書に本籍地、親の職業、年収等本人の能力検定とは関係のない項目を記載させるなど、適正を欠く運用をしている事例が見受けられます。

申し上げるまでもなく、私立学校は公教育の重要な一翼を担う極めて公共性の高いものであり、入学(園)者の選考に当たり、入園信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地等によって、いささかの差別も許されるものではありません。

については、これらの趣旨に十分御留意のうえ、いま一度入学(園)の選考時における体制等の点検を行うとともに、さらに、一層公正

の確保の徹底に努められるようお願いいたします。

(連絡先 私学振興室私学担当 電話052-961-2111 内線2377)

平成6年6月21日

宮崎邦彦様

資料

3

愛知県総務部私学振興室長



愛知県内の私立高校の入学願書等について（回答）

1994年5月24日付で質問がありましたこのことについては、下記のとおり回答します。

記

1 私立高校の入学願書における戸籍や住民票による氏名、住所等を記載する旨の指示について

入学者選考手続を進める上で、その正確を期すため、身分関係を公証する戸籍による氏名や居住関係を公証する住民票による住所を記載するよう指示することは、当室としては、特に問題はないものと考えています。なお、[REDACTED]の入学願書における保護者との続柄として戸籍上の続柄を記載する旨の指示については、プライバシーの保護に配慮して、今後は指示しないとされています。

2 [REDACTED]の入学願書における併願校の記載について

[REDACTED]によると、入学願書における併願校の記載は、受験生の併願状況を把握する必要から実施しているものであって、試験の合否に關係させることは一切なく、入学願書においても合否に關係ない旨を断った上で記載をお願いしているとのことです。

当室としては、こうした取扱いによる併願校の記載が不適当であるとは考えていません。

3 [REDACTED]の入学願書における親の学歴の記載等について

[REDACTED]の入学調査書には記載項目として親の最終学歴の項目がありましたが、これについては、[REDACTED]学校において来年度入試より削除するとされています。

また、面接試験における質問事項は、当該試験を実施する学校が自主的に決定されるものであって、当室が関知するものではありません。

別紙(2019年12月13日)

中高教につて。(近況のもの)わかるもの。

①就職試験に伴う公正な選考につて

②就職試験後結果報告書
(上記と
連する不適切事例等)

(生徒への調査
回答)

③就職試験における不適切事例

につて(報告)各学校のもの。

④学校からハローワークへの不適切

事例につての報告書。

⑤不適切事例につてまとめたもの

⑥進学(高校・大手専門学校等)

における面接等において
(受験)

不適切事例の調査および調査

結果のわかるもの。

(報告書)

第5号様式（第5条関係）

行政文書公開決定等期間延長通知書

31教指第449号

令和元年12月23日

宮崎 邦彦 様

実施機関
名古屋市教育委員会

印

令和元年12月13日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙（2019年12月13日） 中・高校について（近々のもの）わかるもの ① 就職試験に伴う公正な選考について ② （上記に関する不適切事例等）就職試験受験調査結果報告書（生徒への調査、回答） ③ 就職試験における不適切事例について（報告）各学校のもの ④ 学校からハローワークへの不適切事例についての報告書 ⑤ 不適切事例についてまとめたもの ⑥ 進学（高校、大学、専門学校等）における（受験）面接等において不適切事例の調査および調査結果のわかるもの（報告書）
名古屋市情報公開条例第11条第1項の規定による決定期間	令和元年12月13日から 令和元年12月27日まで
延長する期間	令和元年12月28日から 令和2年1月24日まで
延長の理由	当該請求については、業務繁忙期のため、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内に公開決定等をすることが事務処理上困難であり、名古屋市情報公開条例第11条第2項を適用し、公開決定等をする期間を延長する。

資料

6

行政文書不開示決定通知書

31教義第923号
令和元年12月27日

行政を考える住民の会
事務局 宮崎 邦彦 様

愛知県教育委員会

令和元年12月13日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	別紙のとおり
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担当課等	学習教育部義務教育課 生徒指導・キャリア教育グループ 電話052-954-6790(ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

別紙

	<p>中学校について（近々のもの）わかるもの ①就職試験に伴う公正な選考について ②（上記に関する不適切事例等）就職試験受験調査結果報告書（生徒への調査、回答） ③就職試験における不適切事例について（報告）各学校のもの ④学校からハローワークへの不適切事例についての報告書 ⑤不適切事例についてまとめたもの ⑥進学（高校、大学、専門学校等）における面接等において（受験）不適切事例の調査および、調査結果のわかるもの（報告書）</p>
行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	

2019.12.25

資料 7/1

30学振号外
平成30年6月15日

各私立幼稚園長様

各私立小・中・高等学校・中等教育学校長様

各私立専修・各種学校長様

愛知県県民文化部
学事振興課私学振興室長

個人情報の適正な取扱いについて（通知）

個人情報の適正な取扱いについては、別添のとおり平成29年6月1日付で通知しておりますが、一部の学校において、不必要的個人情報を取得していることが判明しました。

つきましては、各学校において、再度「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」を御確認の上、下記の事項に留意して、個人情報を適正に取扱ってください。

また、本県の私立学校の実態を把握したいので、別添の調査表に記入の上、平成30年6月22日（金）までにメールにより回答してください。

なお、メールで回答する際の件名については、「個人情報の適正な取扱いについて（○○学校）」としてください。

記

1 個人情報を取得する場合には、利用目的を本人に明示し、取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用すること。

特に、「要配慮個人情報（※）」を取得する場合は、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、利用目的の特定、通知又は公表に加え、あらかじめ本人の同意を得ること。

2 生徒等の住所等を確認する場合には、通常の「住民票の写し」では本籍等不要な情報が記載されることがあるため、「住民票記載事項証明書」等、必要な情報のみが記載された証明書により確認すること。

※ 要配慮個人情報

「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪の経歴」、「犯罪により害を被った事実」、「身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること」、「健康診断その他の検査の結果」、「保健指導、診療・調剤情報」、「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと」、「本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと」

担当 認可グループ
電話 052-954-6188 (ダイヤル)
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

各私立幼稚園長様

各私立小・中・高等学校・中等教育学校長様

各私立専修学校長様

愛知県県民文化部
学事振興課私学振興室長

個人情報の適正な取得について（通知）

本籍地等の個人情報の取得については、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう特に配慮すべき情報であることから、下記の事項に従い、適切に取り扱ってください。

なお、各学種の住民票等の個人情報の取得状況については、別紙のとおりですでの参考にしてください。

記

1 本籍地・世帯全員の記載のある書類の取扱いについて

(1) 本籍地の記載のある「住民票の写し」等

本籍地の記載のある「住民票の写し」「戸籍抄本」は、特別な理由がある場合を除き、取得しないこと。

〔特別な理由〕

- 資格取得の事務において、国等の機関から、直接、学校へ戸籍の氏名や本籍地等を確認するよう指導がある場合
- 授業料軽減補助金の事務において、親権者の確認が必要な場合

(2) 世帯全員の記載のある「住民票の写し」

世帯全員の記載のある「住民票の写し」については、特別な理由がある場合を除き、取得しないこと。

〔特別な理由〕

- 修学資金の貸付事務において必要な場合
- 授業料軽減補助金の事務において、保護者等が単身赴任で県外にいる場合

(3) 生徒個票等への記載

生徒・保護者に氏名・住所等を記入させ、学校へ提出する書類（生徒個票・誓約書等）についても、本籍地・国籍を記入させないこと。

（外国人留学生については、在留資格の書類等で確認すること。）

(4) 資格の申請書等の学校でのとりまとめ

国等の機関から、申請書等をとりまとめするよう学校へ依頼されている場合を除き、申請書等に戸籍抄本等の個人情報が添付され、取扱いが問題となるため、学校でのとりまとめは行わないこと。

なお、学校でとりまとめる場合は、封筒等に入れて管理するなど、個人情報の取り扱いに十分に配慮すること。

- 2 本籍地等を取得する場合の生徒・保護者への説明等について
特別な理由により、取得する場合は、必ず、生徒・保護者に取得の必要性を十分に説明し、了解を得た上で取得すること。
- 3 生徒の氏名・住所等の確認方法について
生徒、保護者等の氏名・住所等を確認する場合には、通常の「住民票の写し」では本籍等不必要的情報が記載されることがあるため、「住民票記載事項証明書」等、必要な情報のみが記載された証明書により確認すること。
この場合も、取得する理由について、生徒・保護者に説明すること。
- 4 個人情報の適正な保管について
- (1) 生徒の氏名・住所等の確認のために取得した個人情報
取得した証明書等は、利用後すみやかに、生徒へ返却するか廃棄処分とすること。なお、廃棄処分に当たっては、個人情報が外部に流出することのないよう配慮すること。
- (2) 授業料軽減補助金の事務で取得した個人情報
取得した個人情報は、鍵のかかる書棚等に保管し、鍵は管理職が保管するなど、厳重に管理すること。なお、保存期間が経過したものは、すみやかに廃棄処分とすること。

担当 認可グループ
電話 052-954-6188 (ダイヤルイン)
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp